



# 令和7年度（2025年度） 広島市職員採用試験（I種）受験案内

広島市人事委員会

**第1次試験** 令和7年(2025年)6月15日(日)《会場：広島・東京》  
**申込受付期間** 4月18日(金)午前9時～5月12日(月)午後5時  
※原則、インターネット申込みです（5ページ参照）。

## 【令和7年度広島市職員採用試験（I種）の主な変更点】

- ☆ 従来の「土木」、「建築」、「電気」及び「機械」の試験区分は、「土木（一般枠）」、「建築（一般枠）」、「電気（一般枠）」及び「機械（一般枠）」に名称を変更しました。
- ☆ I種の一部の試験区分で集団討論試験を廃止しました（同試験は、行政事務・消防のみ実施）。
- ☆ 令和7年度に実施するI種（SPI枠）の試験区分を受験した人は、同年度に人事委員会が実施するその他のI種の試験区分への申込みはできません。
- ☆ 広島市職員採用試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められ、経費は市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は必ず受験するようお願いいたします。

## 1 試験区分、採用予定数等

| 試験区分          | 専門選択科目     | 採用予定数 | 職 務 概 要                                                                                      |
|---------------|------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政事務<br>(一般枠) | 法 律        | 75名程度 | 危機管理、総合計画、予算、税務、広報・広聴、コミュニティ振興、平和推進、国際交流、社会福祉、保健衛生、環境、商工業・農林水産業振興、都市計画、教育行政、水道事業等の業務に従事します。  |
|               | 経 済        |       |                                                                                              |
|               | 行 政        |       |                                                                                              |
| 社会福祉          | —          | 10名程度 | 福祉に関する相談・援助、生活保護等の業務に従事します。                                                                  |
| 心 理           | —          | 5名程度  | 児童指導、心理判定、心理療法等の業務に従事します。                                                                    |
| 土 木<br>(一般枠)  | —          | 15名程度 | 土木工事の設計・施工監理、都市計画、道路計画、土地区画整理事業、開発行為の規制等の業務に従事します。                                           |
| 建 築<br>(一般枠)  | —          | 10名程度 | 建築物の許可等の建築指導、公共施設の建築工事の設計・施工監理、市営住宅の建設・管理、都市計画、都市デザイン、まちづくり計画、市街地再開発事業、開発行為の規制等の業務に従事します。    |
| 電 気<br>(一般枠)  | —          | 5名程度  | 公共施設の電気設備工事の設計・施工監理、清掃工場や水資源再生センター、浄水場等の電気設備の整備・管理等の業務に従事します。                                |
| 機 械<br>(一般枠)  | —          | 5名程度  | 公共施設の機械設備工事の設計・施工監理、清掃工場や水資源再生センター、浄水場等の機械設備の整備・管理等の業務に従事します。                                |
| 化 学           | —          | 若干名   | 地球環境対策や、大気汚染・水質汚濁・騒音等の公害防止に係る指導・規制及び環境調査、環境衛生監視・指導、上・下水道施設の水質管理、廃棄物処理施設の水質・大気等の調査等の業務に従事します。 |
| 農芸化学          | —          | 若干名   | 食品衛生監視・指導、環境衛生監視・指導その他衛生に関する試験検査等の業務に従事します。                                                  |
| 造 園           | —          | 若干名   | 公園の整備、植栽管理、緑化等の業務に従事します。                                                                     |
| 農 林 業         | 農 学<br>林 学 | 5名程度  | 農林業への理解の促進、多様な担い手の育成、地産地消の推進、木材利用の促進、農地の保全・活用や森林の育成・保全、鳥獣保護・有害鳥獣対策等の業務に従事します。                |
| 水 産           | —          | 若干名   | 水産行政に関する企画、水産業の振興・指導、漁場調整、漁業経営の改善、食品衛生監視・指導、環境衛生監視・指導等の業務に従事します。                             |
| 薬 剤 師         | —          | 若干名   | 薬事衛生監視・指導、食品衛生監視・指導、環境衛生監視・指導等の業務に従事します。<br>(広島市人事委員会で採用試験を行う「薬剤師」は、病院での業務には従事しません。)         |
| 獣 医 師         | —          | 5名程度  | 動物の保護・管理、衛生に関する試験検査、家畜の改良増殖指導、薬事衛生監視・指導、食品衛生監視・指導、環境衛生監視・指導等の業務に従事します。                       |
| 保 健 師         | —          | 15名程度 | 乳幼児及び高齢者等に対する健康相談・保健指導・健康教育等、精神保健、精神障害者の相談・指導等の業務に従事します。                                     |
| 消 防           | —          | 5名程度  | 消火・救急・救助活動、火災予防指導等の業務に従事します(ただし、女性については、法律などにより、従事できる業務に一部制限があります。)                          |

(注) ア 採用予定数は変更する場合があります。

イ 「行政事務（一般枠）」については法律、経済、行政のいずれかを、「農林業」については農学、林学のいずれかを、申込時に選択してください。なお、従事する業務については専門選択科目による違いはありません。

## 2 受験資格

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たす人

### (1) それぞれの試験区分の年齢要件・資格要件等に該当する人

| 試験区分                                                   | 年齢要件・資格要件等（学歴は問いません。）                                                                         |
|--------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政事務（一般枠）、心理、土木（一般枠）、建築（一般枠）、電気（一般枠）、機械（一般枠）、化学、造園、農林業 | 平成8年4月2日以降に生まれた人（令和8年4月1日現在で30歳未満）                                                            |
| 社会福祉                                                   | 社会福祉主事への任用資格を有する人又は令和8年3月までに資格を取得見込みの人（※「任用資格について」1、3参照）で、平成8年4月2日以降に生まれた人（令和8年4月1日現在で30歳未満）  |
| 農芸化学、水産                                                | 食品衛生監視員への任用資格を有する人又は令和8年3月までに資格を取得見込みの人（※「任用資格について」2、3参照）で、平成8年4月2日以降に生まれた人（令和8年4月1日現在で30歳未満） |
| 薬剤師、獣医師、保健師                                            | 薬剤師、獣医師、保健師それぞれの免許を有する人又は令和8年春までに行われる国家試験に合格し免許を取得見込みの人で、平成2年4月2日以降に生まれた人（令和8年4月1日現在で36歳未満）   |
| 消防                                                     | 平成10年4月2日以降に生まれた人（令和8年4月1日現在で28歳未満）                                                           |

### (2) 次のいずれか（ただし、「消防」はアに限る。）に該当する人（令和8年3月までに取得見込みの人を含む。）

- ア 日本国籍を有する人
- イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
- ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

### (3) 次のいずれにも該当しない人

- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により、地方公務員となることができない人
  - ・ 禁錮（※）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ・ 広島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- （※）令和7年6月1日から拘禁刑
- イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

### (4) 今年度の広島市職員採用試験（I種（SPI枠））を受験していない人

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>※「任用資格について」</p> <ol style="list-style-type: none"><li>社会福祉主事への任用資格を有するには、次の(1)～(3)のいずれかに該当することを要します。<ol style="list-style-type: none"><li>学校教育法に基づく大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業すること。</li><li>都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。</li><li>社会福祉士又は精神保健福祉士</li></ol></li><li>食品衛生監視員への任用資格を有するには、次の(1)～(4)のいずれかに該当することを要します。<ol style="list-style-type: none"><li>都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（平成27年3月31日以前に厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設を含む。）において、所定の課程を修了すること。</li><li>医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師</li><li>学校教育法に基づく大学又は高等専門学校において、医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の課程を修めて卒業すること。</li><li>栄養士で、2年以上食品衛生行政に関する事務に従事した経験を有すること。</li></ol></li><li>最終合格発表後、任用資格の有無を確認するため、資格取得（見込）に関する書類（登録証、免許証又は卒業（見込）証明書及び成績証明書等）を提出していただきます。資格を有すること又は取得見込みであることが確認できない場合は、採用されません。</li></ol> <p>資格取得など、御不明な点がある場合は、広島市職員採用情報サイトを御覧いただくか、人事委員会事務局任用課までお問い合わせください（12ページの問合せ先参照）。</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 3 試験の日程及び内容等

#### (1) 試験の日程及び内容

|       | 日時・場所                                                                                                                                                                                                | 試験項目・内容               |                                                                                                                                                       | 合格発表日                           |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 第1次試験 | <b>6月15日(日)</b><br><b>午前9時～</b><br>(開場は午前8時半頃)<br><b>【広島】(予定)</b><br><b>広島市立大学</b><br><b>【東京】(予定)</b><br><b>TKP上野駅前ビジネスセンター</b><br><b>受験地(広島又は東京)を申込時に選択してください。</b><br><b>なお、申込後の受験地の変更はできません。※1</b> | 教養試験                  | 公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識(社会科学、人文科学、自然科学等)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等)についての活字印刷文による択一式筆記試験<br>「2時間30分で出題数55問のうち、知識分野については30問の中から20問を選択解答、知能分野については25問を全問解答」 | <b>6月20日(金)</b><br><b>午前9時頃</b> |
|       |                                                                                                                                                                                                      | 専門試験                  | 各試験区分に応じて必要な大学卒業程度の専門的知識についての活字印刷文による択一式筆記試験(出題分野は4ページの別表参照)<br>[2時間で40問を全問解答]                                                                        |                                 |
| 第2次試験 | <b>6月26日(木)～7月22日(火)</b><br><b>(この間の土・日・祝を除くいずれか1日)</b><br><b>広島市役所本庁舎</b><br><b>※3</b>                                                                                                              | 小論文試験<br>※2           | 文章による表現力等についての筆記試験<br>[1時間で約1,000字]<br><b>(第1次試験と同日の6月15日(日)に実施)</b>                                                                                  | <b>7月25日(金)</b><br><b>午前9時頃</b> |
|       |                                                                                                                                                                                                      | 面接試験                  | 主として人物、識見等についての個別面接                                                                                                                                   |                                 |
|       |                                                                                                                                                                                                      | 身体検査<br>(消防のみ)        | 赤色・青色・黄色の色彩の識別の検査                                                                                                                                     |                                 |
| 第3次試験 | <b>7月31日(木)～8月25日(月)</b><br><b>(この間の土・日・祝を除くいずれか1日)</b><br><b>広島市役所本庁舎等</b><br><b>※3</b>                                                                                                             | 面接試験                  | 主として人物、識見等についての個別面接                                                                                                                                   | <b>8月29日(金)</b><br><b>午前9時頃</b> |
|       |                                                                                                                                                                                                      | 集団討論試験<br>(行政事務・消防のみ) | 一つのテーマについて8人程度のグループで討論<br>[討論時間30分間]                                                                                                                  |                                 |
|       |                                                                                                                                                                                                      | 身体検査<br>(消防のみ)        | 健康状態についての医学的検査<br>※4                                                                                                                                  |                                 |
|       |                                                                                                                                                                                                      | 体力試験<br>(消防のみ)        | 職務遂行に必要な体力についての試験<br>[握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、立ち幅跳び]                                                                                           |                                 |

※1 第1次試験の試験会場は、申込締切後に発行する受験票に記載してお知らせするとともに、広島市職員採用情報サイト(12ページの問合せ先参照)に掲載します。なお、申込者数等の状況によっては、上記以外の試験会場になることもありますので御了承ください。

※2 小論文試験は第1次試験と同日の6月15日(日)に併せて実施します(ただし、第1次試験の合格者のみ採点し、得点は第2次試験の成績とします。)。なお、小論文試験の記述用紙の解答欄に記載のない場合は、第1次試験を受験しなかったものとみなします。

※3 第2次試験以降の試験日程等の詳細は、合格発表と併せて広島市職員採用情報サイト(12ページの問合せ先参照)に掲載しますので、必ず合格発表日に確認してください。また、第2次試験の受験者は、広島市職員採用情報サイトに掲載する「面接カード」を第2次試験日当日に提出していただきます。

※4 各自で医療機関において所定の項目についての身体検査を受検の上、所定の様式により身体検査票を提出していただきます。提出された身体検査票を基に、健康状態に職務遂行上支障がないことに加え、聴力が正常であること、視力が両眼で0.7以上かつ一眼でそれぞれ0.3以上(矯正視力を含む。)であることについて確認します。

別表 専門試験出題分野一覧表

| 試験区分          | 専門<br>選択<br>科目 | 出題分野                                                            |
|---------------|----------------|-----------------------------------------------------------------|
| 行政事務<br>(一般枠) | 法律             | 憲法、行政法、民法、刑法、労働法、社会政策、国際関係                                      |
|               | 経済             | 経済原論、財政学、経済史、統計学、経済事情、経済政策、社会政策、国際関係                            |
|               | 行政             | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係                      |
| 社会福祉          | —              | 社会福祉概論(社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論(社会心理学を含む。)、社会調査                    |
| 心 理           | —              | 一般心理学(心理学史、発達心理学、社会心理学を含む。)、応用心理学(教育心理学・産業心理学・臨床心理学)、調査・研究法、統計学 |
| 土 木<br>(一般枠)  | —              | 数学・物理・情報、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料・施工                       |
| 建 築<br>(一般枠)  | —              | 数学・物理・情報、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工             |
| 電 気<br>(一般枠)  | —              | 数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学                  |
| 機 械<br>(一般枠)  | —              | 数学・物理・情報、材料力学、流体力学、熱工学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作              |
| 化 学           | —              | 数学・物理・情報、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学                 |
| 農芸化学          | —              | 一般化学、分析化学、有機化学、生物有機化学、生物化学、土壌学・植物栄養学、食品科学、応用微生物学                |
| 造 園           | —              | 造園学原論、造園材料・施工、造園管理、造園計画・設計(都市・地方計画を含む。)、造園関連基礎                  |
| 農 林 業         | 農学             | 栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般           |
|               | 林学             | 森林政策・森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む。)、林業工学、林産一般、砂防工学                  |
| 水 産           | —              | 水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学           |
| 薬 剤 師         | —              | 物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度、実務                              |
| 獣 医 師         | —              | 基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学                                         |
| 保 健 師         | —              | 公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論                                      |
| 消 防           | —              | 政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、社会政策、国際関係                      |

## (2) 試験合格発表について

合格者の受験番号を広島市職員採用情報サイト(12ページの問合せ先参照)に掲載します。なお、電話での可否の問合せにはお答えできません。

※ 第1次試験及び第2次試験の結果については、個別の通知は行いません。第3次試験の結果については、合格者には郵送にて通知しますが、不合格者への通知は行いません。

※ 合格者の受験番号の市役所本庁舎1階市民ロビー入口への掲示は行いません。

## (3) 配点について

(単位:点)

| 試験区分      | 第1次試験 |      | 第2次試験 |       | 第3次試験 |        |      | 合計   |
|-----------|-------|------|-------|-------|-------|--------|------|------|
|           | 教養試験  | 専門試験 | 面接試験  | 小論文試験 | 面接試験  | 集団討論試験 | 体力試験 |      |
| 行政事務(一般枠) | 150   | 150  | 300   | 150   | 400   | 200    | —    | 1350 |
| 消 防       | 150   | 150  | 300   | 150   | 400   | 200    | 100  | 1450 |
| その他の試験区分  | 150   | 200  | 300   | 150   | 600   | —      | —    | 1400 |

(注) 第1次試験は、教養試験と専門試験の総合成績により合格者を決定します。第2次試験及び第3次試験は、それまでの試験の成績を総合して合格者を決定します。

ただし、第1次試験から第3次試験までの各試験において、各試験項目の成績が一定基準に達しない場合は、不合格となります。

## (4) 試験成績の通知

最終合格者を除き、希望者に対して不合格時点での総合順位及び合計得点をお知らせします。「受験票」発行時(5ページ参照)に案内する「成績照会書」により請求してください。

## 4 申込方法及び受付期間

※原則として、インターネットにより申し込んでください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込みができない方は、人事委員会事務局任用課(12ページの間合せ先参照)までお問い合わせください。)

<申込受付期間：4月18日(金) 午前9時～5月12日(月) 午後5時>

広島市職員採用情報サイト(12ページの間合せ先参照)にアクセスし、詳しい申込方法を確認して申込みをしてください。

### <注意事項>

- (1) 申込受付期間中は24時間いつでも申込みできますが、システム管理等のため、一時的に使用できない場合がありますので、時間に余裕をもって申込みをしてください。
- (2) 携帯電話(フィーチャーフォン)からは動作を保証できませんので、必ずパソコン又はスマートフォンを利用して手続きをしてください。なお、パソコン、スマートフォンであっても機種や環境等により利用できない場合があります。
- (3) 受験者本人の顔写真のデータを登録する必要があります。

### <顔写真の登録時の注意事項>

【顔写真イメージ(良い例)】



次に掲げる注意事項を参照して顔写真のデータを登録してください。

- ・ 最近3か月以内に撮影した写真
- ・ 添付できるデータ形式は「jpeg、jpg、png、gif」のみ
- ・ データ容量は、3MB以内
- ・ 縦横比は、おおむね4:3
- ・ 正面向き・脱帽・無背景・影の無いもの・上半身が写っているもの

**(注) 登録した写真は、申込確認画面の「PDFプレビュー」で事前に必ず確認してください。**

**(注) 登録するデータの縦横比や向きがあていない場合、以下のように申込書にうまく反映されないことがありますので、注意してください。また、全身ではなく、上半身のみが写っている写真にしてください。**

【顔写真イメージ(悪い例)】



縦横の比率があていないもの



写真が横向きになっているもの



全身写真になっているもの

### <受験票のダウンロード>

6月5日(木)頃に「受験票」をPDFファイルで発行する予定ですので、ダウンロードして印刷し、第1次試験時に持参してください。ダウンロードができない場合は、6月11日(水)までに人事委員会事務局任用課へ連絡してください。

### <その他>

- (1) 申込みは、一つの試験区分に限ります。申込後の試験区分、専門選択科目及び受験地の変更はできません。
- (2) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合や、受験資格がないことが判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。
- (3) 車椅子の使用等、受験上の配慮が必要な場合は、申込時に申し出てください。
- (4) 受験に際して提出された申込書等は一切返却しません。なお、申込書等に記載された個人情報については、採用試験及び採用に関する事務の目的で使用し、他の目的では使用しません。

## 5 採用等

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに採用候補者名簿又は選考合格者名簿に登載されます。この名簿の有効期間は、原則として令和9年3月31日までです。
- (2) 採用は、原則として令和8年4月1日で、名簿に基づき、各任命権者(市長、消防長)が順次採用者を決定します(例年、最終合格者は辞退した場合を除いて全員採用されています。)
- (3) 「社会福祉主事」及び「食品衛生監視員」については、令和8年3月までに任用資格を取得できない場合は、採用される資格を失います。

- (4) 「薬剤師」、「獣医師」及び「保健師」については、令和8年の春までに行われる国家試験に合格し、免許を取得する必要があります。免許を取得することができない場合は、採用される資格を失います。
- (5) 日本国籍を有しない人で、「永住者」若しくは「特別永住者」の在留資格又は日本国籍を取得見込みの人は、令和8年3月までに取得できない場合は、採用される資格を失います（「消防」については、令和8年3月までに日本国籍を取得できない場合は、採用される資格を失います。）。
- (6) 採用後、広島市と関連のある公益的法人等に派遣される場合があります。
- (7) 採用は全て条件付で、原則として採用から6か月間を良好な成績で勤務したときに正式採用となります。
- (8) 「消防」については、採用後、全寮制の消防学校に約6か月間入校し、消防吏員として必要な基礎的教育を受けます。

## 6 給与等

- (1) 初任給は、令和7年4月1日現在で、地域手当を含めておおむね右表のとおりですが、学歴、経験年数に応じてこの額は変わります。このほかに、支給条件に応じて、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が支給されます。
- なお、採用されるまでに給与関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。
- (2) 勤務時間は原則として1日7時間45分、1週間平均38時間45分です。
- (3) 「消防」については、業務により、隔日勤務となる場合があります。
- (4) 市役所は庁舎内全面禁煙です。

| 試験区分                                                                | 初 任 給                               |           |
|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------|
| 行政事務（一般枠）、社会福祉、心理、土木（一般枠）、建築（一般枠）、電気（一般枠）、機械（一般枠）、化学、農芸化学、造園、農林業、水産 | 大学卒業後、<br>すぐに採用された場合                | 約239,800円 |
|                                                                     | 短大・専門学校(※)・<br>高専卒業後、<br>すぐに採用された場合 | 約223,800円 |
| 薬剤師、獣医師                                                             | 6年制大学卒業後、<br>すぐに採用された場合             | 約254,100円 |
| 保健師                                                                 | 大学卒業後、<br>すぐに採用された場合                | 約259,100円 |
| 消 防                                                                 | 大学卒業後、<br>すぐに採用された場合                | 約252,800円 |

※専門士の称号が付与される課程を修了した場合

### 本市職員が目指す「職員像」と「職場像」

- 職員像
    - ・ 使命感に満ち能動的に行動する職員
    - ・ 市民ニーズを的確に酌み取り、多様な主体と連携・協力しながら、将来を見据えた効果の高い政策を立案できる職員
    - ・ 行政経営の視点を持った職員
  - 職場像
    - ・ 全ての職員が、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら、その能力を存分に発揮できる広島市役所
- 共に「国際平和文化都市」の実現を目指して取り組んでいきましょう。

#### 「国際平和文化都市」（都市像）

本市では、都市づくりの最高目標となる都市像に「国際平和文化都市」を掲げており、その実現に向け、以下の三つの要素を基に施策を展開しています。

- 世界に輝く平和のまち
  - ・ 「平和への願い」を世界中に広げるまちづくり
- 国際的に開かれた活力あるまち
  - ・ 活力の創出と都市の個性の確立を目指したまちづくり
  - ・ 地域特性に応じた個性的な魅力を生かしたまちづくり
- 文化が息づき豊かな人間性を育むまち
  - ・ 多様な市民が生き生きと暮らせるまちづくり
  - ・ 保健・医療・福祉、子どもの育成環境の充実を目指したまちづくり
  - ・ 安全で安心して生活でき、豊かな自然を将来に引き継ぐまちづくり

## 参考

### 日本国籍を有しない職員の担当業務等について

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、広島市では、外国籍の職員は次のような業務に就くことができません。

#### 1 公権力の行使に当たる業務

- ・ 市民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- ・ 市民に義務又は負担を一方的に課することとなる業務
- ・ 市民に対して強制力をもって執行する業務

#### 【業務の具体例】

| 代表的な職種 | 就くことができる業務                               | 就くことができない業務                   |
|--------|------------------------------------------|-------------------------------|
| 行政事務   | 庶務、経理、広報、市民相談、統計調査・分析、産業振興、まちづくりの推進、企画など | 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定など         |
| 社会福祉   | 児童問題に係る相談、福祉関係手当等の支給など                   | 要保護児童等に対する措置の決定、生活保護の決定など     |
| 心 理    | 児童問題に係る相談、福祉関係手当等の支給など                   | 要保護児童等に対する措置の決定、児童虐待等への調査など   |
| 土 木    | 道路工事・下水道工事の計画・設計・監督など                    | 開発行為の監視・規制等、再開発事業・区画整理事業の推進など |
| 建 築    | 学校・文化・福祉施設等の公共施設建築工事の設計・監督など             | 建築物の建築確認、違反建築物の是正指導など         |
| 電気・機械  | 清掃工場・上下水道関連施設等の公共施設の設計・監督・維持管理など         | 民間の建築設備の指導など                  |
| 化 学    | 上下水道水の水質管理、大気汚染等環境保全に関する調査・研究など          | 環境衛生監視など                      |
| 農芸化学   | 衛生に関する試験検査など                             | 食品衛生監視、環境衛生監視など               |
| 造 園    | 公園等の計画・設計・維持管理など                         | 開発行為の監視・規制など                  |
| 農 林 業  | 農業技術の普及指導、林業に関する知識・技術の普及指導、鳥獣保護・有害鳥獣対策など | 農薬販売に関する立入調査、森林施業に伴う立入調査など    |
| 水 産    | 水産業の指導など                                 | 食品衛生監視、環境衛生監視など               |
| 薬 剤 師  | 衛生に関する試験検査など                             | 薬事衛生監視、食品衛生監視、環境衛生監視など        |
| 獣 医 師  | 動物の保護・管理など                               | 薬事衛生監視、食品衛生監視、環境衛生監視など        |
| 保 健 師  | 乳幼児及び高齢者等に対する健康相談、健康教育など                 | 感染症予防等のための従業禁止・入所命令など         |

#### 2 公の意思の形成に参画する職

本市の行政について企画、立案、決定等に関与することで、原則として、専決権を有する職（ライン職）で課長級以上の職が該当します。

### ※緊急時（自然災害等）の対応について

自然災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰下げ等を実施する場合は、広島市職員採用情報サイト（12ページの問合せ先参照）でお知らせするとともに、「おしえてコールひろしま」（広島市コールセンター 082-504-0822（午前8時から午後9時まで））でも情報提供を行います。

## 令和6年度に出題した小論文試験・集団討論試験の課題（一部）

### ○ 小論文試験（1時間、約1,000字）

- ・ 市民が抱く「市役所のイメージ」とはどのようなものかを市民の目線に立って考えた上で、その「市役所のイメージ」を向上させるためにはどのような取組を行うことが有効か、あなたの考えを述べよ。
- ・ 国の発表によると、令和2年3月に大学、高校等を卒業した新規卒就職者の就職後3年以内の離職率は、3割を超えている。こうした状況の背景について考察した上で、若者の早期離職に関し、企業や自治体等は、雇用する立場としてどのような取組を行うことが有効か、あなたの考えを述べよ。

### ○ 集団討論試験（討論時間30分間）

- ・ 広島市では、市の資産（庁舎のエレベーター、納税通知書用封筒、ホームページ等）の一部を活用して民間企業等の広告を掲載する事業を推進している。こうした状況の背景について考察・整理した上で、この事業を拡充していくために広島市としてどのような取組を行うことが有効か討論し、グループとしての考えをまとめなさい。
- ・ 我が国では、農業従事者の高齢化の進展に伴い、今後一層農業の担い手が減少することが見込まれている。こうした状況の背景について考察・整理した上で、農業生産を維持していくために広島市としてどのような取組を行うことが有効か討論し、グループとしての考えをまとめなさい。
- ・ 昨今、訪日外国人の旅行消費額は、増加傾向にある。外国人旅行者の滞在期間を延ばすこと等により広島市内での旅行消費額の増加を図るためには、広島市としてどのような取組を行うことが有効か討論し、グループとしての考えをまとめなさい。

## 択一式試験の例題（一部）

### 教養試験

政府が近年掲げてきた経済社会改革の基本方針に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 労働市場改革として、定められた職務内容に人材を割り当てるジョブ型雇用から職務・勤務地の限定のないメンバーシップ型雇用への移行を企業に促し、企業内の労働移動を活発にするという方針を掲げた。
2. グリーントランスフォーメーション（GX）の一環として、化石エネルギーを削減して原子力の主力電源化を進めるという方針を掲げ、2030年度には発電電力量の電源構成に占める原子力の割合を50%以上にすることを目標とした。
3. 少子化対策として、児童手当を拡充するとともに、世帯年収や扶養する子どもの数にかかわらず大学等の授業料を2025年から無償にすることが決まった。その財源は消費税や法人税の税率を引き上げることによって確保することとした。
4. 女性活躍のための取組を強化する方針が掲げられた。女性の年齢階級別の正規雇用比率を折れ線グラフで表すと、20～50歳代まで約60%でほとんど変わらず台形に近い形であるが、男性よりは低いため、この差を解消することを目標とした。
5. 地域の活性化策として、デジタル田園都市国家構想が掲げられた。これは、デジタル技術を活用して、人口減少など地方の社会課題の解決を目指すものであり、国はデジタル基盤の整備など地方のデジタル実装の下支えを行うこととした。

【正答：5】



日本の労働事情に関する次の記述ア～オのうちには妥当なものが二つある。それらはどれか。

- ア. 完全失業率（年平均）について見ると、2019～2022年の間で上昇し続けており、2022年には5%を超えた。  
イ. 雇用形態別雇用者数について見ると、2019～2022年の間で、正規雇用労働者数は減少し続けたが、非正規雇用労働者数は増加し続けた。  
ウ. 産業別雇用者数について前年と比べた増減を見ると、「宿泊業、飲食サービス業」の雇用者数は、2021年には減少したが2022年には増加に転じた。「情報通信業」の雇用者数は、2021年、2022年ともに増加した。  
エ. 雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代とは、おおむね2005年から2015年に学校卒業期を迎えた世代をいい、この世代の活躍促進に向けた支援が進められている。  
オ. トラック、バス、タクシーなどの自動車運転の業務は、働き方改革における時間外労働の上限規制の適用猶予業務とされてきたが、2024年4月からは時間外労働の上限規制が適用された。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

【正答：5】

A～Dの4人が喫茶店に入り、各人が、お菓子をチーズケーキ、シュークリーム、アップルパイの3種類のうちから1種類又は2種類選び、更に飲み物を紅茶、コーヒーの2種類のうちから1種類選んで注文した。これに関して次のことが分かっているとき正しく言えるのはどれか。

- ・アップルパイを注文した人は2人であり、2人とも紅茶を注文した。
- ・Aは2種類のお菓子とコーヒーを注文した。
- ・Bは、Aと同じお菓子は注文しなかった。
- ・CとDは同じ飲み物を注文した。
- ・Dはお菓子を1種類だけ注文したが、それはシュークリームではなかった。
- ・3人が注文したお菓子があった。

1. シュークリームを注文したのは1人だった。
2. コーヒーを注文したのは2人だった。
3. Bはチーズケーキを注文した。
4. Cはシュークリームを注文した。
5. Dはアップルパイを注文した。

【正答：1】

## 専門試験

[法律] 行政手続法における申請に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 申請とは、私人が法令に基づき、行政庁の許認可等自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であるが、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすることは努力義務である。
2. 行政庁は、申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するための審査基準を定めなければならない、行政上特別の支障の有無にかかわらず、これを公にしておかなければならない。
3. 申請が行政庁の事務所に到達した場合、行政庁は遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならない。
4. 申請が形式上の要件に適合しない場合、行政庁は申請者に対し、まずは相当の期間を定めてその補正を求めなければならない、補正を求めた後でなければ、申請により求められた許認可等を拒否することはできない。
5. 行政庁は、申請者の求めがなくても、当該申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示さなければならない。

【正答：3】

[経済] 日本の消費税に関する次の記述ア～オのうちには妥当なものが二つある。それらはどれか。

- ア. 消費税は1990年代末に導入された。国・地方を合わせた消費税の税率は、導入当初の5%が維持されていたが、2019年10月に標準税率が10%に引き上げられるとともに、「全ての飲食料品」については軽減税率8%が適用されることとなった。
- イ. 2013年度から2022年度までの国の一般会計税収（決算額）のうちの「消費税」は増加傾向にあり、2024年度当初予算においては、「消費税」、「所得税」、「法人税」のうち、「消費税」は「法人税」に次いで2番目に多い。
- ウ. 消費税は多段階課税であり、製造業者、卸売業者、小売業者等の各取引段階の事業者は売上げ等に係る税額から仕入れに係る税額を差し引いた額を納税する。事業者に課される税相当額は、最終的には消費者が負担することが予定されている。
- エ. 複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、仕入税額控除制度が改正され、2023年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が採用された。
- オ. 日本の消費税率（標準税率）を諸外国における付加価値税率（標準税率）と比較すると、デンマーク、ノルウェーなど北欧諸国よりも低く、ドイツ、フランス、イギリスよりも高い。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. イ、オ
5. ウ、エ

【正答：5】

[行政] 日本の政治分野における男女共同参画に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 1999年から2023年までの統一地方選挙について見ると、候補者に占める女性の割合は上昇傾向にあるが、当選者に占める女性の割合は下降傾向にある。
2. 2022年12月31日現在で見ると、都道府県議会の全議員に占める女性議員の割合、町村議会の全議員に占める女性議員の割合は、いずれも30%を上回っている。
3. 2022年4月1日現在で見ると、都道府県の女性知事は10名を超えており、近年の地方自治法の改正により副知事について女性を1名以上就けることが都道府県の努力義務となったこともあり、全国的女性副知事は100名を超えている。
4. 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律は、政党その他の政治団体に対して、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数を均等にする義務を課しているが、当該義務の違反に対する罰則を規定していない。
5. 近年、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が改正され、政党その他の政治団体の努力の規定部分に、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメントなどへの対策が明記された。

【正答：5】

※ 課題、択一式試験の例題の詳細については、広島市職員採用情報サイト（12ページの問合せ先参照）に掲載しています。

## よくある質問

**Q 受験票が届きません。いつ頃届きますか。**

A 6月5日（木）頃にPDFファイルで発行する予定です（5ページ参照）。

**Q（受験票発行の案内メールが届いた後、）受験票等をダウンロードするためのパスワードが分かりません。**

A パスワードは、申込完了画面及び申込後にメールで届く「申込完了通知」に記載されています。

**Q 申込みが完了しているのか不安です。**

A 申込後、メールで「申込完了通知」が届いていれば、申込みは完了しています。

**Q 申込完了後に、申込内容の誤りに気付きました。修正したい場合は、どうしたらよいですか。**

A 受験資格（2ページ参照）に関する修正の場合は、人事委員会事務局任用課までお問い合わせください（試験区分、専門選択科目及び受験地の変更はできません。）。

その他の修正については、6月5日（木）頃に「受験票」と併せて発行する「申込書」（受験番号入り）に赤字で加筆修正した上で、第1次試験当日に試験会場へ持参してください。

**Q 自宅にパソコンとプリンターがなく、インターネットでの申込みができないのですが、郵送や持参による申込みはできませんか。**

A パソコンのほか、スマートフォンから申込みができます。

また、プリンターを持っていない方は、コンビニエンスストアのプリントサービスを利用するなど、原則、インターネットで申込みをお願いします。

なお、やむを得ない事情によりインターネット申込みができない方は、人事委員会事務局任用課までお問い合わせください（12ページの問合せ先参照）。

**Q 第2次試験、第3次試験の具体的な日程を教えてください。**

A 各試験の試験日程は、3ページを御覧ください。なお、具体的な日程などの試験の詳細は、合格発表と併せて広島市職員採用情報サイト（12ページの問合せ先参照）に掲載します。試験日の変更が可能な場合がありますので、必ず合格発表日に広島市職員採用情報サイトで確認してください。

**Q I種試験は、大学を卒業していないと受験できませんか。**

A 学歴は問いませんので、受験資格（2ページ参照）を全て満たしていれば、どなたでも受験可能です。

**Q やむを得ない理由で第1次試験を欠席することになりましたが、連絡は必要ですか。**

A 第1次試験を欠席する場合の連絡は不要です（12ページ参照）。

**Q 過去に出題された課題や例題をホームページ（広島市職員採用情報サイト）で見たのですが、このほかに公表している問題等はありませんか。**

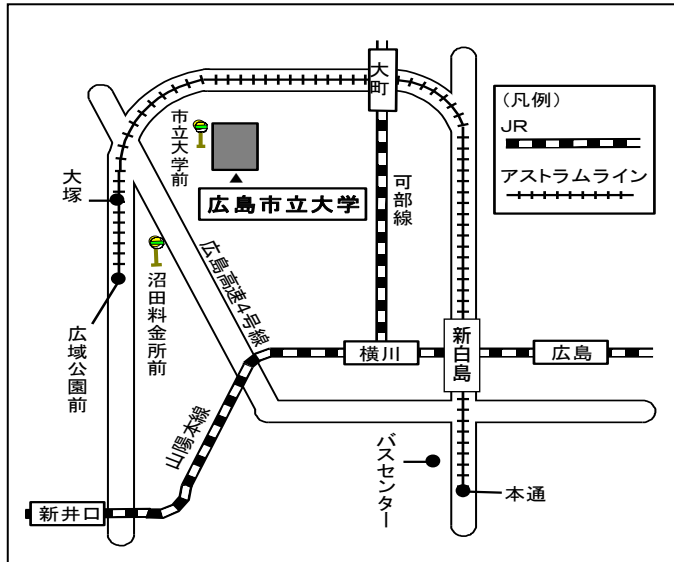
A ホームページに掲載しているもの以外は公表していません。

**Q 最終合格したら、必ず採用されますか。**

A 例年、最終合格者は辞退した場合を除いて全員採用されています（5ページ参照）。

## 第1次試験会場（予定）

【広島市立大学案内図】



### ☆広島市立大学（広島市安佐南区大塚東3-4-1）

- ◆アストラムライン「大塚」駅から、  
「大塚駅」バス停で「広島バスセンター」方面行きのバスに乗り換えて  
「沼田料金所前（※）」下車 徒歩8分
- ◆広島バスセンターから、
  - ・「花の季台・こころ西風梅苑・こころ産業団地・こころ南中央」方面  
行きのバスで「沼田料金所前（※）」下車 徒歩8分
  - ・「くすの木台」方面行きのバスで「市立大学前」下車  
徒歩1分（高速4号線経由、一部横川駅経由）

※ 広島市立大学最寄りの「市立大学前」バス停に停車する便もあります。  
時刻表で御確認ください。

【TKP上野駅前ビジネスセンター案内図】



### ☆TKP上野駅前ビジネスセンター

（東京都台東区東上野3-18-6 第一吉沢ビル3～8階）

- ◆JR 山手線 上野駅 中央改札 徒歩2分
- ◆JR 京浜東北線 上野駅 中央改札 徒歩2分
- ◆JR 常磐線 上野駅 中央改札 徒歩2分
- ◆JR 高崎線 上野駅 中央改札 徒歩2分
- ◆東京メトロ銀座線 上野駅 2番出口 徒歩1分
- ◆東京メトロ日比谷線 上野駅 2番出口 徒歩1分
- ◆京成本線 京成上野駅 徒歩5分
- ◆東京メトロ日比谷線 仲御徒町駅 3番出口 徒歩6分

- ・ 各会場に駐車場はありません。会場付近は駐車禁止ですので自家用車での来場は禁止します。会場付近への路上駐車、近隣商業施設への駐車等は厳禁とし、駐車していることが判明した場合は受験を認めません（試験当日は警備の者が巡回します。）。なお、送迎についても、近隣への迷惑となるため御遠慮ください。
- ・ 試験会場は全面禁煙です。
- ・ 申込者数等の状況によっては、上記以外の試験会場になることもありますので御了承ください。
- ・ 試験会場へのアクセス方法については、変更されることがあるので各自で御確認ください。

※ 第1次試験を欠席する場合の連絡は不要です。なお、第1次試験当日は事務局への電話は控えてください。

### 申込み・問合せ先

#### 広島市人事委員会事務局任用課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 中区役所7階

TEL (082) 504-2522 (直通) FAX (082) 504-2590

e-mail jinjiin@city.hiroshima.lg.jp

広島市職員採用情報サイト

<https://www.city.hiroshima.lg.jp/employment/>

